

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第61回）議事録

1 日時 令和4年6月21日（火）9：30～9：57

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、江崎 浩、熊谷 亮丸、高橋 利枝
（以上7名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

林 弘郷（総務課長）

・電気通信事業部

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）

（3）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

① 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」
について

【令和4年6月21日付け諮問第1234号】

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、おはようございます。朝からありがとうございます。

それでは、これから情報通信審議会第61回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中7名の皆様方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をお名のりいただいた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

諮問案件

①「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について

【令和4年6月21日付け諮問第1234号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は諮問案件1件となります。初めに諮問案件の諮問第1234号「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について御審議をお願いできればと思います。

本件は本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で議事規則第11条第8項の規定により本部会に付託されたものとなります。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○木村事業政策課長　おはようございます。総務省事業政策課長の木村でございます。本件について、私から御説明をさせていただければと思います。

資料61-1-1は諮問書でございます。こちらにございます「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について、今回諮問させていただくものになります。内容につきましては、資料61-1-2で御説明をさせていただければと思います。

1枚めくっていただきまして、右肩1ページとなっているところでございます。御案

内のとおり、電気通信事業法の一部を改正する法律、これを先の通常国会に提出いたしました。6月13日に成立いたしました。この中に、大きく3つ柱があるんですけども、一番左側の①に情報通信インフラの提供確保とございます、こちらの関係で諮問させていただきますものになります。

資料にございますブロードバンドサービスについては、整備、様々な補助事業等々によって普及が進んできておりますけども、維持の重要性も高まってきている状況にございます。そういう中で、コロナ禍等を契機としまして、社会経済活動に変化がございます。テレワーク、遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加しているところでございますけれども、こうしたサービスを継続的、安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを全国どこでも利用可能とするための制度整備を行うものでございます。

その下に2つほど四角がございまして、一定のブロードバンドサービスを電気通信事業法でいうところの基礎的電気通信役務、いわゆるユニバーサルサービスに位置付けまして、不採算地域におけますブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設する。それから、もう一つ、基礎的電気通信役務に該当するサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の規律として契約約款の作成・届出の義務や、業務区域での役務提供義務などを導入する制度改正を行ったところでございます。

次のページ、右肩2ページを御覧ください。それに関わる今回の審議会への諮問の内容になります。上に諮問の概要がございまして、1つ目のポツと2つ目のポツは、今私から申し上げたことが書いてあるところでございまして、3つ目のポツ、令和4年改正法においては、上記の制度改正に関連しまして、「第二号基礎的電気通信役務」の範囲、新たな交付金制度の具体的な内容、それから事業者規律の具体的な内容につきまして、政令や総務省令において規定することとされております。これらを規定するために必要な事項について検討を行うことが求められておりまして、そのために今般、諮問させていただきますものとなります。

答申を希望する事項でございまして。その下に(1)から(5)とございまして、第二号基礎的電気通信役務の範囲、それから、交付金支援の対象となります区域の指定の在り方、交付金負担金算定の在り方、それから事業者規律の在り方、その他必要と考えられる事項、大きくこの5つの点につきまして御審議いただければと考えております。

スケジュールとしては、先ほどの電気通信事業法の一部を改正する法律、これが公布

の日から1年以内の政令で定める日に施行することになっておりますので、それに向けて、12月に一部答申をいただければと考えているところでございます。その後、その一部答申を踏まえまして、所要の制度整備を行うことを考えているところでございます。

次の3ページを御覧ください。検討体制についてでございます。本件「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」につきましては、電気通信事業政策部会のユニバーサルサービス政策委員会における調査検討をお願いしたいと考えているところでございます。

右肩4ページでございます。これは参考として付けさせていただきました。法律の概要をこちらの1枚にまとめたものでございます。先ほど申し上げました、テレワーク、遠隔教育等々のサービス等を利用する上で不可欠な有線のブロードバンドサービス、これを基礎的電気通信役務の新たな類型として追加した上で、全国のブロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資としまして、交付金制度を新設するという内容になってございます。

その下に具体的に記載がございます。①、②とございます。今回、支援区域を大きく2つの類型に分けてございます。①は、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持費用ということで、これは既に整備をされている不採算地域におけるブロードバンドサービスのネットワークを維持するもの。もう1つ、②とございます。こちらは、未整備地域を新規に整備した後の維持費用を支援するものになります。①と②の2つのスキームで費用を負担する形を今回の法律の中で設けてございます。後ほど説明しますが、①を法律上では一般支援区域と呼んでおり、②を特別支援区域と呼んでいるところでございます。

続きまして、右肩5ページになります。こちらは今回の改正電気通信事業法のうち今回の諮問に主に関係する条文をピックアップしたところでございます。先ほど答申を希望する事項ということで5つの事項を申し上げましたけれども、その内容をこちらに掲げさせていただいてございます。

まず、1点目でございます。第二号基礎的電気通信役務の範囲ということで、法律上は高速度データ伝送電気通信役務といった名称で定義をしてございますけれども、どのようなブロードバンドサービスをこの第二号基礎的電気通信役務に位置付けるかということ、総務省令で定めることになっておりますので、そちらを御審議いただきたいというのが、まず1点目でございます。

それから、2点目でございます。交付金支援の対象となる区域の指定の在り方ということで、ブロードバンドサービスの場合は電話とやや状況が異なりまして、様々な事業者が様々な業務区域でサービス提供を行っております。そのような実態を踏まえ、支援対象区域を総務大臣が指定することとしてございます。先ほど少し申し上げました1つ目の四角にある一般支援区域を総務大臣が指定することになりますが、その指定に当たっての判断基準としまして、当該区域の収支見込額が赤字であることをどのような算定方法で判断するかという点。それから、当該区域において第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者が1者であること。これを条件としたいと考えております。そのための判断の基準となることを総務省令で定めることとなっております。

それから、2つ目の四角にある特別支援区域について、これは未整備の地域を念頭に置いているところでございますけれども、こういったところを特別支援区域とするかという点、未整備地域であることを総務省令で定めることになっているんですけども、その総務省令の内容を御審議いただければというふうに考えているところでございます。

それから、次の右肩6ページ目でございます。3点目として、交付金・負担金算定の在り方についてでございます。まず、1つ目の四角でございますけれども、支援機関が総務省令で定める方法によりまして、交付金の額を算定することとしているところでございます。その算定の方法を御議論いただければというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の四角でございます。交付金の支援を受けることができる適格電気通信事業者、こちらが、支援機関に届け出ることになる原価、あるいはその収益の算定方法を総務省令で定めることとしておりまして、その内容を御審議いただければと考えているところでございます。

それから、3つ目の四角でございますけれども、これは全てのブロードバンドサービスの提供事業者負担していただくことを想定している負担金についてでございますけれども、その負担金を徴収することができる事業者の範囲や規模といったものを政令あるいは総務省令で定めることとしておりまして、そちらの内容を御審議いただきたいというところでございます。

それから、4つ目の四角でございます。こちらは負担金の額の上限と申しますか、収益に占める割合といったものを、政令あるいは総務省令で定めることとしておりまして、その内容を御審議いただければと考えているところでございます。

それから、5つ目の四角でございますけれども、負担事業者ごとの負担金の額の算定方法を総務省令で定めることとしておりまして、その内容を御審議いただきたいというところでございます。

それから次の7ページでございます。4つ目の内容、事業者規律の在り方ということで、1つ目の四角でございますけれども、こちらは、いわゆる登録事業者がその登録内容を変更するときは変更登録を受けなければならないこととなっているのですが、今回のブロードバンドサービスの提供事業者について、この変更登録を要しないような軽微な変更といったものの範囲をどのように考えるかということについて御審議、御議論いただければと考えているところでございます。

それから、2つ目の四角でございます。こちらは、基礎的電気通信役務を提供する事業者、そういった事業者は基礎的電気通信役務に関する料金、あるいはその他の提供条件を契約約款で定めることになってございますけれども、この契約約款を定めることを要する事項の範囲というものをどうするかというところをこちらで御審議いただければと考えているところでございます。

それから、3つ目の四角でございます。こちらは電気通信事業者が業務の全部または一部を休廃止しようとするときには、利用者に周知をしなければいけないとされているところでございますけれども、利用者の利益に及ぼす影響が少ないものは周知を要しないとされており、その範囲をどのように考えるべきかを御議論、御審議いただければと思っております。

それから、4つ目の四角でございます。こちらは今回のブロードバンドサービスにおいて、電気通信設備を技術基準に適合するよう維持しなければいけないとされていますけれども、その技術基準を総務省令でどのように定めるべきかといったところを御議論いただければと考えているところでございます。

それから、5つ目でございます。その他、検討が必要と考えられる事項ということで、1例でございますけれども、例えば新たな交付金制度の利用者への周知の在り方や、交付金額等のより精緻な試算のやり方等々を御審議、御議論いただければと考えているところでございます。

それ以降、参考資料としまして、幾つか背景となる資料を付けさせていただいております。こちらは時間の関係もでございます。説明は省略させていただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○森川部会長　　ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問等がございましたら、チャット機能などもお使いいただきながらお申し出いただけますでしょうか。お知らせいただけますでしょうか。いかがですか。

ありがとうございます。それでは、泉本先生、お願いいたします。

○泉本委員　　ありがとうございます。4ページ上の丸2つ目の①と②のところに、「不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援」、次の行、②のところが「未整備地域を新規整備した後の有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援」と記載されており、ブロードバンドサービス費用の維持費用の補填ということは分かりますが、②の最初の記載「未整備地域を新規整備した後の」という部分は、それぞれの事業者が行うという意味なのでしょうか。新規整備もこの支援の対象になるのか。②の範囲がやや不明確だなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○森川部会長　　ありがとうございます。事務局、お願いできますか。

木村さん、お願いいたします。

○木村事業政策課長　　御質問ありがとうございます。説明を若干省略してしまった関係で、御理解いただくのに難しい説明になってしまいました。お詫び申し上げます。

2番は、右側に整備、世帯カバー率の数字が並んでいるかと思えますけれども、実は2022年3月末、昨年度末の段階で整備率は99.7%となっております。それから、これは総務省の計画として、2027年度末までに99.9%まで持っていきたいということで目標として掲げさせていただいております。

つまり、ユニバーサルサービスとして維持費用を補填するというスキームではありませんけれども、実は100%整備という状況には至ってございません。従いまして、この制度を施行した後に、今は未整備けれども新たに整備される地域というのが存在するところでございます。そういった地域において、事業者がこの有線ブロードバンドサービスのネットワークを整備してサービスを提供していただくようになった段階で、それ以降、その維持費用といったものを交付金制度で補填をするというスキームを考えているところでございます。なので、この未整備地域のネットワークの確保、整備というのは、補助事業等々も活用することを想定をしておりますけれども、実際にこちらの整備を行うものは事業者を念頭に置いているところでございます。

以上でございます。

○泉本委員 ありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様方から何か御意見、御質問等ございますか。特にございませんか。

それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。もう皆様方御案内のとおり、有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付けるために詰めていくという作業になります。非常に緻密にこれから考えていかないといけないと思いますが、有線ブロードバンドを日本の隅々にまで展開するに当たってとても必要なものとなります。定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議に当たって、詰めていく作業を、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。御異議等ございます場合にはチャット機能でお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

○江崎委員 1点だけよろしいですか。

○森川部会長 どうぞ。もちろんです。

○江崎委員 江崎です。有線ブロードバンド環境を作るというのは、大変、前から我々もずっとお願いしていたところで、それでよろしいと思うんですけども、99.9%という目標にいくと、有線ということがコストの面から足かせになるのかなというのが少しだけ心配しているところです。音声の場合も、無線のブロードバンドアクセスという、BWAを含むというふうにしていますので、そこだけ少し念頭に、有線という言葉が、有線で99.9%というのが、目標としてはいいわけですけど、現実問題として少しその辺りを考えないといけないというふうに思いました。基本的にはこの審議に関して賛成でございます。

○森川部会長 非常に貴重なコメントをありがとうございます。

木村さん、何かいかがでしょうか。

○木村事業政策課長 江崎先生、どうも御指摘ありがとうございます。もちろん100%というのは目指せばいいんでしょうけれども、実際問題としまして有線で100%までというのはなかなか難しいという現実があるかと思えます。我々としまして99.9%という目標を立てさせていただいておりますけども、やはりこれは地域のニーズ等々も踏まえて対応しなければいけないところもございますし、一方で一旦引いたものは一切撤去を認めないという強硬なやり方をすると、それはそれで経済合理性を欠

くこととなりますので、その辺りは、状況に応じた対応が必要になるだろうというふう
に考え得るところでございます。制度的にもそういうことは想定し得るものとしている
ところでございます。

以上でございます。

○江崎委員　　どうもありがとうございます。

○森川部会長　　ありがとうございます。今の江崎先生の御指摘、ごもつともだと思っ
ていますので、ぜひこれから詰めていくに当たって、ポイントになろうかと思えますので、
ぜひユニバーサルサービス政策委員会で、どのように詰めていくのか、その辺り、しっ
かり御検討いただければと思います。

それでは、皆様方、ユニバーサルサービス政策委員会で本調査検討を進めていくこと
に関して、よろしいですか。

(異議の申出なし)

ありがとうございます。

それでは、本件諮問につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会において調査
検討を進めていただきます。よろしく願いいたします。

閉　　会

○森川部会長　　以上で本日の議題は終了となります。委員の皆様方から何かございま
すでしょうか。事務局から何かございませうか。

○成田総合通信管理室長　　ございません。

○森川部会長　　ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、本当にありがとうございます。本日の会議はこれにて終了
とさせていただきます。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から
改めて御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。